

経済環境適応資金サポート資金【経済対策特別】融資信用保証料
(令和7年1月6日申込受付分～2月17日保証承諾分) 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油や原材料の価格上昇の影響を直接的に又は間接的に受ける中小企業の資金調達に係る費用負担を軽減し、もって中小企業金融の円滑化に資することを目的とする。経済環境適応資金サポート資金【経済対策特別】融資信用保証料（令和7年1月6日申込受付分～2月17日保証承諾分）補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、愛知県中小企業融資制度要綱（令和6年4月1日制定）に定めるところとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のすべてに該当する事業者とする。

- (1) 令和7年1月6日以降に愛知県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）が保証申込を受付けし、令和7年2月17日までに保証承諾された経済環境適応資金サポート資金【経済対策特別】を利用して融資（以下、「対象融資」という。）を受けた事業者であること。
- (2) 令和7年2月18日以降に保証承諾され、かつ令和7年6月30日までに保証申込された経済環境適応資金サポート資金【経済対策特別】を利用した融資で、対象融資を借入した金融機関で対象融資を令和7年3月1日以降に借換する事業者であること。
- (3) 交付決定日において、期限の利益を喪失した融資が存在しないこと。

(補助金額)

第4条 補助対象は、別表の計算式で算出した補助対象保証料額に2分の1を乗じた額とする。

- 2 対象融資を借入した際に補助対象者が保証協会に支払った信用保証料（以下、「対象保証料」という。）に対して補助対象者が市町村からの補助を受けていた場合は、対象保証料から保証料補助額を控除した金額（以下、「保証料負担額」という。）を上限とする。
- 3 補助金の額は、別表の計算式で算出した補助上限額、又は保証料負担額のいずれか小さい額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、「経済環境適応資金サポート資金【経済対策特別】融資信用保証料（令和7年1月6日申込受付分～2月17日保証承諾分）補助金交付申請書兼請求書」（様式第1号）（以下「交付申請書兼請求書」という。）を第3条第1項第2号に定める借換のための融資の申込みに合わせて金融機関に提出するものとする。

- 2 金融機関は「交付申請書兼請求書」を保証申込書類と共に保証協会に提出するものとする。
- 3 保証協会は金融機関から送付された「交付申請書兼請求書」を取りまとめ、知事に提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第6条 知事は、「交付申請書兼請求書」を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 前項の規定による交付決定の通知は、「経済環境適応資金サポート資金【経済対策特別】融資信用保証料（令和7年1月6日申込受付分～2月17日保証承諾分）補助金交付決定通知書」（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により交付しない決定をしたときは、「経済環境適応資金サポート資金【経済対策特別】融資信用保証料（令和7年1月6日申込受付分～2月17日保証承諾分）補助金審査結果通知書」（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 知事は、第1項の規定により交付を決定したときは、申請者の指定した口座への振込により補助金を交付する。

（実績報告）

第7条 規則第13条に定める実績報告は、第5条に定める書類をもって代えるものとする。

（不当利得の返還）

第8条 知事は、申請者が交付申請時に誓約した内容に違反したと認められるとき、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付を受けた申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（受給権の譲渡、担保の禁止）

第9条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（暴力団の排除）

第10条 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者は、交付の対象としない。

2 申請者が交付の決定後、前項に該当することとなったとき、又は第5条の申請をした当時に前項に該当していたことが判明したときには、交付の決定を取り消すものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年2月18日から施行する。

別表（第 4 条関係）

補助対象保証料額の計算式	対象融資金額×対象融資保証料率×融資実行日から令和 7 年 2 月 28 日までの日数／365 ※円未満切り捨て
補助上限額の計算式	補助対象保証料額×1/2 ※円未満切り捨て